

自立体験事業(施設型)のご案内

家族から離れて自立生活の体験ができます！

現在は、家族と一緒に暮らしているけれど、将来、地域で一人ぐらしやグループホームに入って生活してみたいと考えているみなさん。将来の自立生活に備えて、自立生活の体験をすることができます。

東大和市では、自立体験事業(施設型)という障害福祉サービスの「宿泊型自立訓練」を利用して行う、独自のしくみをつくりました。

自立体験事業(施設型)とは

どんな人が使えるの？

将来、一人暮らしやグループホームでの自立を考慮しており、家族から離れた生活の体験が必要な方

どこで使えるの？

東大和市総合福祉センターは〜とふるの自立訓練室

どれくらいの期間使えるの？

おおむね3か月を上限として必要な期間

どんなサービスが提供されるの？

日中活動以外の時間に、自立生活をするために必要な家事(調理、洗濯、掃除等)、金銭管理、服薬管理等の訓練ができます(宿泊型自立訓練)。さらに、必要に応じて、居宅介護(家事援助等)や重度訪問介護等のサービスも合わせて利用することができます。

どうすれば使えるの？

事前に利用登録をしたうえで、市から障害福祉サービスとして宿泊型自立訓練の支給決定を受ける必要があります。居宅介護等の利用には、さらに障害支援区分の認定が必要です。詳しくは、相談支援事業所や市役所障害福祉課にご相談ください。

その他

総合福祉センターは〜とふるの自立訓練室に空きがない場合は利用できません。は〜とふるで自立訓練を利用するための手続き等が必要となります。



★問合せ 東大和市障害者基幹相談支援センター

東大和市役所障害福祉課 042-563-2111 内線 1123

東大和市総合福祉センターは〜とふる 042-516-3982

東大和市地域生活支援センターウエルカム 042-564-0891

この事業は、東大和市の地域生活支援拠点事業の一環としておこなうものです